

令和 7 年第 4 回  
大崎市議会定例会議案

令和 7 年 12 月 8 日提出

大 崎 市

目 次

報告第 18号 専決処分の報告について（公の營造物の管理の瑕疵に 係る和解及び損害賠償の額を定めることについて）	1
報告第 19号 専決処分の報告について（公の營造物の管理の瑕疵に 係る和解及び損害賠償の額を定めることについて）	2
報告第 20号 専決処分の報告について（公の營造物の管理の瑕疵に 係る和解及び損害賠償の額を定めることについて）	3
報告第 21号 専決処分の報告について（公の營造物の管理の瑕疵に 係る和解及び損害賠償の額を定めることについて）	4
報告第 22号 専決処分の報告について（工事請負契約の変更契約の 締結について）	5
議案第 104号 令和7年度大崎市一般会計補正予算（第7号）	6
議案第 105号 令和7年度大崎市夜間急患センター事業特別会計補正 予算（第1号）	12
議案第 106号 令和7年度大崎市国民健康保険特別会計補正予算（第 2号）	14
議案第 107号 令和7年度大崎市後期高齢者医療特別会計補正予算（ 第2号）	17
議案第 108号 令和7年度大崎市介護保険特別会計補正予算（第2号）	19
議案第 109号 令和7年度大崎市水道事業会計補正予算（第1号）	22
議案第 110号 令和7年度大崎市病院事業会計補正予算（第2号）	23
議案第 111号 大崎市学校教育施設整備基金条例	25
議案第 112号 大崎市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基 準を定める条例	27
議案第 113号 大崎市古川保健福祉プラザ条例	41

議案第 114 号 大崎市子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例…	43
議案第 115 号 大崎市岩出山地域福祉センター条例の一部を改正する 条例…	44
議案第 116 号 大崎市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準 を定める条例及び大崎市放課後児童健全育成事業の設 備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正す る条例…	46
議案第 117 号 大崎市オニコウベスキーオー場条例の一部を改正する条例…	49
議案第 118 号 大崎市建築基準条例の一部を改正する条例…	50
議案第 119 号 大崎市障害者地域活動支援センター条例を廃止する條 例…	51
議案第 120 号 財産の処分について…	52
議案第 121 号 指定管理者の指定について（大崎市古川志田東部コミ ュニティセンター）…	54
議案第 122 号 指定管理者の指定について（大崎市古川西部コミニ ティセンター）…	55
議案第 123 号 指定管理者の指定について（大崎市古川南部コミニ ティセンター）…	56
議案第 124 号 指定管理者の指定について（大崎市古川中里・駅南コ ミュニティセンター）…	57
議案第 125 号 指定管理者の指定について（大崎市市民プール）…	58
議案第 126 号 指定管理者の指定について（大崎市古川総合体育館， 大崎市古川武道館，大崎市古川屋内運動場）…	59
議案第 127 号 指定管理者の指定について（吉野作造記念館）…	60
議案第 128 号 指定管理者の指定について（大崎市松山B & G海洋セ ンター，大崎市松山体育研修センター，大崎市松山野	

球場, 大崎市松山運動場, 大崎市松山テニスコート, 大崎市松山体育館, 大崎市松山相撲場, 大崎市松山ス ポーツ広場) .....	61
議案第129号 指定管理者の指定について（大崎市三本木地域農林產 物展示販売施設, 大崎市三本木亞炭記念館）.....	62
議案第130号 指定管理者の指定について（大崎市三本木総合体育館, 大崎市三本木野球場, 大崎市三本木相撲場）.....	63
議案第131号 指定管理者の指定について（大崎市竹工芸館）.....	64
議案第132号 指定管理者の指定について(大崎市感覚ミュージアム)…	65
議案第133号 指定管理者の指定について（大崎市岩出山体育センタ ー, 大崎市岩出山武道館, 大崎市岩出山野球場）.....	66
議案第134号 指定管理者の指定について（大崎市ナルコ・インフォ メーション・ステーション, 鳴子温泉駅前駐車場）.....	67
議案第135号 指定管理者の指定について（大崎市鳴子デイサービス センター） .....	68
議案第136号 指定管理者の指定について（日本こけし館） .....	69
議案第137号 指定管理者の指定について（大崎市滝の湯共同浴場） …	70
議案第138号 指定管理者の指定について（大崎市営鳴子放牧場） .....	71
議案第139号 宮城県市町村職員退職手当組合規約の変更について.....	72
議案第140号 市道の路線の廃止及び認定について.....	74

## 報告第18号

### 専決処分の報告について

令和7年10月14日、公の営造物の管理の瑕疵に係る和解及び損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

#### 1 損害賠償の相手方

大崎市内の個人

#### 2 事故の概要

令和7年4月27日午前11時30分頃、大崎市鹿島台大迫字鹿野屋敷地内の市道小迫線を走行中、右前輪が舗装の破損箇所に入り、タイヤ及びホイールを損傷したもの。

#### 3 和解の要旨

事故の主たる原因は、舗装の破損箇所に関し、通行車両への注意喚起等の必要な措置を講じていなかった市の管理不備と、相手方の前方不注意によるものであり、市の過失割合は60パーセントとする。

#### 4 損害賠償の額

171,732円

令和7年12月8日提出

大崎市長 伊藤康志

## 報告第19号

### 専決処分の報告について

令和7年10月15日、公の営造物の管理の瑕疵に係る和解及び損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

#### 1 損害賠償の相手方

大崎市内の個人

#### 2 事故の概要

令和7年2月1日午後6時頃、大崎市古川稲葉四丁目地内の生活道路を走行中、左前輪が道路に生じた穴に入り、車両下部及びバンパーを損傷したもの。

#### 3 和解の要旨

事故の主たる原因は、道路の異変を見逃していた市の管理不備と、相手方の前方不注意によるものであり、市の過失割合は30パーセントとする。

#### 4 損害賠償の額

43,402円

令和7年12月8日提出

大崎市長 伊藤康志

## 報告第20号

### 専決処分の報告について

令和7年10月16日、公の営造物の管理の瑕疵に係る和解及び損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

#### 1 損害賠償の相手方

大崎市内の個人

#### 2 事故の概要

令和7年8月25日午前8時45分頃、大崎市古川字本鹿島地内の生活道路を走行中、左前輪が側溝から外れたグレーチングに接触し、タイヤ及びホイールを損傷したもの。

#### 3 和解の要旨

事故の主たる原因は、道路構造物の異変を見逃していた市の管理不備と、相手方の前方不注意によるものであり、市の過失割合は50パーセントとする。

#### 4 損害賠償の額

15,568円

令和7年12月8日提出

大崎市長 伊藤康志

## 報告第21号

### 専決処分の報告について

令和7年10月22日、公の営造物の管理の瑕疵に係る和解及び損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

#### 1 損害賠償の相手方

大崎市内の個人

#### 2 事故の概要

令和7年8月15日午前10時頃、大崎市古川北宮沢字久保田地内の市道下前田古川線を走行中、橋と市道の間に生じた段差を通過した際に、車両下部が舗装と接触し、損傷したもの。

#### 3 和解の要旨

事故の主たる原因は、段差を見逃していた市の管理不備と、相手方の前方不注意によるものであり、市の過失割合は50パーセントとする。

#### 4 損害賠償の額

23,425円

令和7年12月8日提出

大崎市長 伊藤康志

## 報告第22号

### 専決処分の報告について

令和7年10月16日、工事請負契約の変更契約の締結について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

#### 1 契約の名称

令和6年度市道下伊場野山王線橋梁上部工工事

#### 2 議決された日

令和6年12月16日

#### 3 変更する金額

(1) 変更前の契約金額	196,706,400円
(2) 変更契約金額	89,100円
(3) 変更後の契約金額	196,795,500円

令和7年12月8日提出

大崎市長 伊藤康志

## 議案第104号

### 令和7年度大崎市一般会計補正予算（第7号）

令和7年度大崎市一般会計の補正予算（第7号）は、次に定めるところによる。

#### （歳入歳出予算の補正）

第1条　歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ831,880千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ66,412,923千円とする。

2　歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表　歳入歳出予算補正」による。

#### （債務負担行為の補正）

第2条　地方自治法（昭和22年法律第67号）第214条の規定により債務を負担する行為の追加は、「第2表　債務負担行為補正」による。

#### （地方債の補正）

第3条　地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の変更は、「第3表　地方債補正」による。

令和7年12月8日提出

大崎市長　伊藤康志

## 第 1 表 歳 入 歳 出 予 算 補 正

歳 入

(単位:千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
14 使用料及び手数料		480, 453	1, 025	481, 478
	1 使 用 料	411, 080	1, 025	412, 105
15 国 庫 支 出 金		9, 756, 704	319, 395	10, 076, 099
	1 国 庫 負 担 金	7, 667, 427	322, 455	7, 989, 882
	2 国 庫 補 助 金	1, 995, 637	△3, 060	1, 992, 577
16 県 支 出 金		4, 388, 295	153, 375	4, 541, 670
	1 県 負 担 金	2, 527, 315	141, 311	2, 668, 626
	2 県 補 助 金	1, 601, 653	12, 064	1, 613, 717
17 財 産 収 入		124, 813	23, 094	147, 907
	2 財 産 売 払 収 入	35, 910	23, 094	59, 004
18 寄 附 金		10, 581	24, 360	34, 941
	1 寄 附 金	10, 581	24, 360	34, 941
19 繰 入 金		2, 923, 858	3, 208	2, 927, 066
	1 基 金 繰 入 金	2, 897, 619	3, 208	2, 900, 827
20 繰 越 金		577, 818	242, 928	820, 746
	1 繰 越 金	577, 818	242, 928	820, 746
21 諸 収 入		1, 543, 654	15, 795	1, 559, 449
	4 雜 入	879, 109	15, 795	894, 904
22 市 債		5, 024, 600	48, 700	5, 073, 300
	1 市 債	5, 024, 600	48, 700	5, 073, 300
補 正 さ れ な か つ た 款 項 に 係 る 額		40, 750, 267		40, 750, 267
歳 入 合 計		65, 581, 043	831, 880	66, 412, 923

## 歳 出

(単位:千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 総務費		6,847,920	17,116	6,865,036
	1 総務管理費	5,577,150	32,388	5,609,538
	2 徴税費	726,054	△5,992	720,062
	3 戸籍住民基本台帳費	244,861	△9,280	235,581
3 民生費		22,851,023	723,090	23,574,113
	1 社会福祉費	9,401,091	245,466	9,646,557
	2 児童福祉費	10,630,584	477,624	11,108,208
4 衛生費		7,083,822	△1,333	7,082,489
	1 保健衛生費	4,980,818	2,500	4,983,318
	2 清掃費	2,103,004	△3,833	2,099,171
6 農林水産業費		1,891,653	16,810	1,908,463
	1 農業費	1,753,348	16,810	1,770,158
7 商工費		1,706,473	0	1,706,473
	1 商工費	1,706,473	0	1,706,473
8 土木費		6,528,806	50,150	6,578,956
	4 都市計画費	3,096,541	50,150	3,146,691
9 消防費		2,440,631	341	2,440,972
	1 消防費	2,440,631	341	2,440,972
10 教育費		6,226,072	25,706	6,251,778
	1 教育総務費	1,538,162	21,513	1,559,675
	2 小学校費	528,154	0	528,154
	3 中学校費	455,385	866	456,251
	5 社会教育費	1,666,586	2,261	1,668,847
	6 保健体育費	2,034,820	1,066	2,035,886
補正されなかった款項に係る額		10,004,643		10,004,643
歳出合計		65,581,043	831,880	66,412,923

第2表 債務負担行為補正

追加

(単位:千円)

事 項	期 間	限度額
本会議会議録作成業務委託	自 令和7年度 至 令和8年度	2,458
予算・決算特別委員会会議録作成業務委託	自 令和7年度 至 令和8年度	891
ふるさと納税推進業務委託	自 令和7年度 至 令和9年度	1,298,474
三本木地域農林産物展示販売施設及び三本木亞炭記念館指定管理委託	自 令和7年度 至 令和12年度	78,620
農林業系汚染廃棄物処理業務委託	自 令和7年度 至 令和8年度	79,997
市民活動サポートセンター運営業務委託	自 令和7年度 至 令和8年度	17,151
感覚ミュージアム指定管理委託	自 令和7年度 至 令和12年度	130,000
生活困窮者自立相談支援業務委託	自 令和7年度 至 令和8年度	19,382
障害者相談支援事業委託	自 令和7年度 至 令和8年度	33,829
高齢者緊急通報システム事業委託	自 令和7年度 至 令和8年度	2,171
高齢者等教養講座業務委託	自 令和7年度 至 令和8年度	9,900
産後ケア業務委託	自 令和7年度 至 令和8年度	2,587
子育て支援アプリ(パタモ)リース	自 令和7年度 至 令和8年度	660
健康管理システム改修業務委託	自 令和7年度 至 令和8年度	1,320
福祉相談支援システムリース	自 令和7年度 至 令和8年度	1,716
子育て世帯訪問支援業務委託	自 令和7年度 至 令和8年度	848
休日診療確保事業委託	自 令和7年度 至 令和8年度	47,498
母子健康診査事業	自 令和7年度 至 令和8年度	79,583
各種予防接種事業委託	自 令和7年度 至 令和8年度	247,253
健康診査事業	自 令和7年度 至 令和8年度	245,131
成人歯科健康診査業務委託	自 令和7年度 至 令和8年度	1,670
妊婦歯科健康診査業務委託	自 令和7年度 至 令和8年度	948
働く世代へのがん検診推進事業	自 令和7年度 至 令和8年度	2,568

(単位：千円)

事 項	期 間	限度額
鳴子放牧場指定管理委託	自 令和 7 年度 至 令和 10 年度	31,839
竹工芸館指定管理委託	自 令和 7 年度 至 令和 12 年度	31,700
日本こけし館指定管理委託	自 令和 7 年度 至 令和 10 年度	3,653
ナルコ・インフォメーション・ステーション等指定管理委託	自 令和 7 年度 至 令和 12 年度	108,385
スクールバス運行管理業務委託	自 令和 7 年度 至 令和 12 年度	665,446
小学校健康診査委託	自 令和 7 年度 至 令和 8 年度	8,517
中学校健康診査委託	自 令和 7 年度 至 令和 8 年度	6,690
吉野作造記念館指定管理委託	自 令和 7 年度 至 令和 12 年度	204,750
古川総合体育館、古川武道館及び古川屋内運動場指定管理委託	自 令和 7 年度 至 令和 12 年度	228,070
市民プール指定管理委託	自 令和 7 年度 至 令和 12 年度	385,900
松山B&G海洋センター等指定管理委託	自 令和 7 年度 至 令和 12 年度	263,204
三本木総合体育館、三本木野球場及び三本木相撲場指定管理委託	自 令和 7 年度 至 令和 12 年度	142,996
岩出山体育センター、岩出山武道館及び岩出山野球場指定管理委託	自 令和 7 年度 至 令和 12 年度	143,952
小学校学校給食有機汚泥処分業務委託	自 令和 7 年度 至 令和 8 年度	664
中学校学校給食有機汚泥処分業務委託	自 令和 7 年度 至 令和 8 年度	310

第3表 地方債補正

変更 起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債 の 方法	利率	償還の方法	限度額	起債 の 方法	利率	償還 の 方法
市街地整備事業	185,500	証書 借入 又は 証券 発行	3.0%以内 (ただし、利 率見直し方式 で借りれる政 府資金及び地 方公共団体金 融機構資金に ついて、利率 の見直しを行 った後においては、当該 見直し後の利 率)	起債年度から据 置期間を含め30 年以内に元利均 等償還又は元金 均等償還により 償還する。ただし、融通条件又 は財政の都合に より償還年限を 短縮し、若しく は低利債に借り 換えることがで きる。	234,200	補正 前に 同じ	補正 前に 同じ	補正 前に 同じ

議案第105号

令和7年度大崎市夜間急患センター事業特別会計補正予算（第1号）

令和7年度大崎市夜間急患センター事業特別会計の補正予算（第1号）  
は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 岁入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ350千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ148, 113千円とする。

2 岁入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 岁入歳出予算補正」による。

令和7年12月8日提出

大崎市長 伊藤康志

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算 補 正

歳 入

(単位:千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 使用料及び手数料		39,463	350	39,813
	1 使 用 料	38,983	350	39,333
補 正 さ れ な か つ た 款 項 に 係 る 額		108,300		108,300
歳 入 合 計		147,763	350	148,113

歳 出

(単位:千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 夜間急患センター費		145,763	350	146,113
	1 夜間急患センター費	145,763	350	146,113
補 正 さ れ な か つ た 款 項 に 係 る 額		2,000		2,000
歳 出 合 計		147,763	350	148,113

## 議案第106号

### 令和7年度大崎市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

令和7年度大崎市国民健康保険特別会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

#### （歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,980千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ13,642,461千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

#### （債務負担行為の補正）

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第214条の規定により債務を負担する行為の追加は、「第2表 債務負担行為補正」による。

令和7年12月8日提出

大崎市長 伊藤康志

## 第 1 表 歳 入 歳 出 予 算 補 正

歳 入

(単位:千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
3 国 庫 支 出 金		1	1,980	1,981
	1 国 庫 補 助 金	1	1,980	1,981
補 正 さ れ な か つ た 款 項 に 係 る 額		13,640,480		13,640,480
歳 入	合 計	13,640,481	1,980	13,642,461

歳 出

(単位:千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 総 務 費		74,833	1,980	76,813
	2 徴 税 費	30,054	1,980	32,034
補 正 さ れ な か つ た 款 項 に 係 る 額		13,565,648		13,565,648
歳 出	合 計	13,640,481	1,980	13,642,461

第 2 表 債務負担行為補正

追加

(単位:千円)

事 項	期 間	限度額
国民健康保険システム改修業務委託	自 令和 7 年度 至 令和 8 年度	7,920
国民健康保険医療費分析・保健事業委託	自 令和 7 年度 至 令和 8 年度	7,792
特定健康診査・特定保健指導事業	自 令和 7 年度 至 令和 8 年度	85,150

議案第 107 号

令和 7 年度大崎市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）

令和 7 年度大崎市後期高齢者医療特別会計の補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 嶸入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 136,046 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1,833,773 千円とする。

2 嶸入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 嶸入歳出予算補正」による。

令和 7 年 1 月 8 日提出

大崎市長 伊藤 康志

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算 補 正

歳 入

(単位:千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 後期高齢者 医療保険料		1,272,274	136,046	1,408,320
	1 後期高齢者 医療保険料	1,272,274	136,046	1,408,320
補正されなかった款項に係る額		425,453		425,453
歳入合計		1,697,727	136,046	1,833,773

歳出

(単位:千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 後期高齢者 医療 広域連合納付金		1,664,378	136,046	1,800,424
	1 後期高齢者 医療 広域連合納付金	1,664,378	136,046	1,800,424
補正されなかった款項に係る額		33,349		33,349
歳出合計		1,697,727	136,046	1,833,773

議案第108号

令和7年度大崎市介護保険特別会計補正予算（第2号）

令和7年度大崎市介護保険特別会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 嶸入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,320千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ13,953,139千円とする。

2 嶸入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 嶸入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第214条の規定により債務を負担する行為の追加は、「第2表 債務負担行為補正」による。

令和7年12月8日提出

大崎市長 伊藤康志

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算 補 正

歳 入

(単位:千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
3 国 庫 支 出 金		3,383,482	1,100	3,384,582
	2 国 庫 補 助 金	987,555	1,100	988,655
7 繰 入 金		2,002,904	220	2,003,124
	1 他 会 計 繰 入 金	2,001,562	220	2,001,782
補 正 さ れ な か つ た 款 項 に 係 る 額		8,565,433		8,565,433
歳 入 合 計		13,951,819	1,320	13,953,139

歳 出

(単位:千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 総 務 費		127,946	1,320	129,266
	1 総 務 管 理 費	7,696	1,320	9,016
補 正 さ れ な か つ た 款 項 に 係 る 額		13,823,873		13,823,873
歳 出 合 計		13,951,819	1,320	13,953,139

第 2 表 債務負担行為補正

追加

(単位:千円)

事 項	期 間	限度額
高齢者福祉計画・介護保険事業計画策定業務委託	自 令和7年度 至 令和8年度	9,240
一般介護予防事業委託	自 令和7年度 至 令和8年度	19,762
包括的支援事業委託	自 令和7年度 至 令和8年度	141,901
安心見守り事業委託	自 令和7年度 至 令和8年度	3,756
在宅医療・介護連携支援センター運営業務委託	自 令和7年度 至 令和8年度	10,036
生活支援体制整備事業委託	自 令和7年度 至 令和8年度	41,600

## 議案第109号

### 令和7年度大崎市水道事業会計補正予算（第1号）

第1条 令和7年度大崎市水道事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第2条 令和7年度水道事業会計予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	( 計 )
支 出			
第1款 水道事業費用	3,937,962千円	12,007千円	3,949,969千円
第1項 営業費用	3,772,799千円	12,007千円	3,784,806千円

令和7年12月8日提出

大崎市長 伊藤康志

## 議案第110号

### 令和7年度大崎市病院事業会計補正予算（第2号）

第1条 令和7年度大崎市病院事業会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

第2条 令和7年度大崎市病院事業会計予算（以下「予算」という。）第2条第7号の表中「1,165,114千円」を「1,171,219千円」に、「750,805千円」を「279,596千円」に改める。

第3条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
收                入			
第1款 病院事業収益	27,768,558千円	616,000千円	28,384,558千円
第1項 医業収益	24,792,543千円	616,000千円	25,408,543千円
支                出			
第1款 病院事業費用	28,714,854千円	567,371千円	29,282,225千円
第1項 医業費用	28,356,498千円	567,371千円	28,923,869千円

第4条 予算第4条中「886,266千円」を「883,862千円」に改め、同条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
收                入			
第1款 資本的収入	2,825,404千円	△462,700千円	2,362,704千円
第1項 企業債	2,087,000千円	△465,200千円	1,621,800千円

第3項 他会計補助金 1,553千円 2,500千円 4,053千円

支 出

第1款 資本的支出 3,711,670千円 △465,104千円 3,246,566千円

第1項 建設改良費 2,276,795千円 △465,104千円 1,811,691千円

第5条 予算第6条の表中「1, 165, 100」を「1, 171, 200」に、「750, 800」を「279, 500」に改める。

第6条 予算第10条中「624, 966千円」を「627, 466千円」に改める。

第7条 予算第11条中「9, 358, 000千円」を「9, 976, 921千円」に改める。

令和7年12月8日提出

大崎市長 伊藤康志

# 議案第111号

## 大崎市学校教育施設整備基金条例

### (設置)

第1条 大崎市の学校教育施設の整備に必要な資金を積み立てるため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第241条第1項の規定に基づき、大崎市学校教育施設整備基金（以下「基金」という。）を設置する。

### (積立)

第2条 基金として積み立てる額は、予算で定める額の範囲内の額とする。

### (管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

### (運用収益の処理)

第4条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、この基金に繰り入れるものとする。

### (処分)

第5条 市長は、第1条に規定する目的を達成するために必要な事業を行う財源に充てる場合に限り、基金を処分することができる。

### (繰替運用)

第6条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

### (委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、  
市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和7年12月8日提出

大崎市長 伊藤康志

# 議案第112号

## 大崎市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例

### 目次

第1章 総則（第1条—第19条）

第2章 乳児等通園支援事業

　第1節 通則（第20条）

　第2節 一般型乳児等通園支援事業（第21条—第25条）

　第3節 余裕活用型乳児等通園支援事業（第26条・第27条）

第3章 雜則（第28条）

### 附則

　第1章 総則

　（趣旨）

第1条 この条例は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第34条の16第1項の規定に基づき、乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準（以下「最低基準」という。）を定めるものとする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

（1） 乳児等通園支援事業 法第6条の3第23項に規定する乳児等通園支援事業をいう。

（2） 乳児等通園支援 乳児等通園支援事業として行う法第6条の3第23項の乳児又は幼児への遊び及び生活の場の提供並びにその保護者への面談及び当該保護者への援助をいう。

(3) 利用乳幼児 乳児等通園支援事業を利用している乳児又は幼児を  
いう。

(最低基準の目的)

第3条 最低基準は、利用乳幼児が明るく衛生的な環境において、素養があり、かつ、適切な訓練を受けた職員（乳児等通園支援事業所の管理者を含む。以下同じ。）が乳児等通園支援を提供することにより、利用乳幼児が、心身ともに健やかに育成されることを保障するものとする。

(最低基準の向上)

第4条 市長は、利用乳幼児の保護者を含む児童の保護者その他児童福祉に係る当事者の意見を聴き、乳児等通園支援事業を行う者（以下「乳児等通園支援事業者」という。）に対し、最低基準を超えて、その設備及び運営を向上させるように勧告することができる。

2 市は、最低基準を常に向上させるように努めるものとする。

(最低基準と乳児等通園支援事業者)

第5条 乳児等通園支援事業者は、最低基準を超えて、常に、その設備及び運営を向上させなければならない。

2 最低基準を超えて、設備を有し、又は運営をしている乳児等通園支援事業者においては、最低基準を理由として、その設備又は運営を低下させてはならない。

(乳児等通園支援事業者の一般原則)

第6条 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の人権に十分配慮するとともに、一人一人の人格を尊重して、その運営を行わなければならない。

2 乳児等通園支援事業者は、地域社会との交流及び連携を図り、利用乳幼児の保護者及び地域社会に対し、その行う乳児等通園支援事業の運営の内容を適切に説明するよう努めなければならない。

3 乳児等通園支援事業者は、自らその提供する乳児等通園支援の質の評価

を行い、常にその改善を図らなければならない。

- 4 乳児等通園支援事業者は、定期的に外部の者による評価を受けて、その結果を公表し、常にその改善を図るよう努めなければならない。
- 5 乳児等通園支援事業所には、法に定める事業の目的を達成するために必要な設備を設けなければならない。
- 6 乳児等通園支援事業所の構造設備は、採光、換気等利用乳幼児の保健衛生及び利用乳幼児に対する危害防止に十分な考慮を払って設けられなければならない。

(乳児等通園支援事業者と非常災害)

第7条 乳児等通園支援事業者は、消火器等の消火用具、非常口その他非常災害に必要な設備を設けるとともに、非常災害に対する具体的計画を立て、これに対する不断の注意と訓練（次項の訓練を除く。）をするように努めなければならない。

- 2 乳児等通園支援事業者は、少なくとも毎月1回、避難及び消火に関する訓練を行わなければならない。

(安全計画の策定等)

第8条 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の安全の確保を図るため、乳児等通園支援事業所ごとに、当該乳児等通園支援事業所の設備の安全点検、職員、利用乳幼児等に対する事業所外での活動、取組等を含めた乳児等通園支援事業所での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他乳児等通園支援事業所における安全に関する事項についての計画（以下この条において「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。

- 2 乳児等通園支援事業者は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。
- 3 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の安全の確保に関して保護者との

連携が図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。

4 乳児等通園支援事業者は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。

（自動車を運行する場合の所在の確認）

第9条 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の事業所外での活動、取組等のための移動その他の利用乳幼児の移動のために自動車を運行するときは、利用乳幼児の乗車及び降車の際に、点呼その他の利用乳幼児の所在を確実に把握することができる方法により、利用乳幼児の所在を確認しなければならない。

2 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の送迎を目的とした自動車（運転者席及びこれと並列の座席並びにこれらより一つ後方に備えられた前向きの座席以外の座席を有しないものその他利用の態様を勘案してこれと同程度に利用乳幼児の見落としのおそれが少ないと認められるものを除く。）を日常的に運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の利用乳幼児の見落としを防止する装置を備え、これを用いて前項に定める所在の確認（利用乳幼児の降車の際に限る。）を行わなければならない。

（乳児等通園支援事業所の職員）

第10条 乳児等通園支援事業所の職員は、健全な心身を有し、豊かな人間性と倫理観を備え、児童福祉事業に熱意のある者であって、できる限り児童福祉事業の理論及び実際について訓練を受けたものでなければならぬ。

2 乳児等通園支援事業所の職員は、常に自己研鑽さんに励み、法に定める事業の目的を達成するために必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければならない。

3 乳児等通園支援事業所の職員は、大崎市暴力団排除条例（平成25年大

崎市条例第4号)第5条第1項に規定する暴力団員及び関係者等であってはならない。

4 乳児等通園支援事業者は、職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。

(他の社会福祉施設等を併せて設置するときの設備及び職員の基準)

第11条 乳児等通園支援事業所は、他の社会福祉施設等を併せて設置するときは、その行う乳児等通園支援に支障がない場合に限り、必要に応じ当該乳児等通園支援事業所の設備及び職員の一部を併せて設置する他の社会福祉施設等の設備及び職員に兼ねることができる。

(利用乳幼児を平等に取り扱う原則)

第12条 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の国籍、信条、社会的身分又は利用に要する費用を負担するか否かによって、差別的取扱いをしてはならない。

(虐待等の禁止)

第13条 乳児等通園支援事業所の職員は、利用乳幼児に対し、法第33条の10第1項各号に掲げる行為その他当該利用乳幼児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

(衛生管理等)

第14条 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の使用する設備、食器等又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。

2 乳児等通園支援事業者は、乳児等通園支援事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的に実施するよう努めなければならない。

3 乳児等通園支援事業所には、必要な医薬品その他の医療品を備えるとと

もに、それらの管理を適正に行わなければならない。

(食事)

第15条 乳児等通園支援事業者は、食事の提供を行う場合（乳児等通園支援事業所外で調理し運搬する方法により行う場合を含む。）においては、当該乳児等通園支援事業所において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えなければならない。

(乳児等通園支援事業所内部の規程)

第16条 乳児等通園支援事業者は、次に掲げる乳児等通園支援事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

- (1) 乳児等通園支援事業の目的及び運営の方針
- (2) その提供する乳児等通園支援の内容
- (3) 職員の職種、員数及び職務の内容
- (4) 乳児等通園支援の提供を行う日及び時間並びに行わない日
- (5) 保護者から受領する費用の種類、支払を求める理由及びその額
- (6) 利用定員
- (7) 乳児等通園支援事業の利用の開始及び終了に関する事項その他利用に当たっての留意事項
- (8) 緊急時等における対応方法
- (9) 非常災害対策
- (10) 虐待の防止のための措置に関する事項
- (11) その他乳児等通園支援事業の運営に関する重要な事項

(乳児等通園支援事業所に備える帳簿)

第17条 乳児等通園支援事業所には、職員、財産、収支及び利用乳幼児の処遇の状況を明らかにする帳簿を整備しておかなければならない。

(秘密保持等)

第18条 乳児等通園支援事業所の職員は、正当な理由がなく、その業務上

知り得た利用乳幼児又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

- 2 乳児等通園支援事業者は、職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用乳幼児又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。

(苦情への対応)

第19条 乳児等通園支援事業者は、その行った乳児等通園支援に関する利用乳幼児又はその保護者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。

- 2 乳児等通園支援事業者は、その行った乳児等通園支援に関し、市からの指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

## 第2章 乳児等通園支援事業

### 第1節 通則

(乳児等通園支援事業の区分)

第20条 乳児等通園支援事業は、一般型乳児等通園支援事業及び余裕活用型乳児等通園支援事業とする。

- 2 一般型乳児等通園支援事業とは、乳児等通園支援事業であって次項に定めるものに該当しないものをいう。
- 3 余裕活用型乳児等通園支援事業とは、保育所、認定こども園（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下「認定こども園法」という。）第2条第6項に規定する認定こども園をいい、保育所であるものを除く。以下同じ。）又は家庭的保育事業等（居宅訪問型保育事業を除く。以下同じ。）を行う事業所において、当該施設又は事業を利用する児童の数（以下この項において「利用児童数」という。）がその施設又は事業に係る利用定員（子ども・

子育て支援法（平成24年法律第65号）第27条第1項又は第29条第1項の確認において定める利用定員をいう。）の総数に満たない場合であって、当該利用定員の総数から当該利用児童数を除いた数以下の数の乳幼児を対象として行う乳児等通園支援事業をいう。

## 第2節 一般型乳児等通園支援事業

### （設備の基準）

第21条 一般型乳児等通園支援事業を行う事業所（以下「一般型乳児等通園支援事業所」という。）の設備の基準は、次のとおりとする。

- (1) 乳児又は満2歳に満たない幼児を利用させる一般型乳児等通園支援事業所には、乳児室又はほふく室及び便所を設けること。
- (2) 乳児室の面積は、乳児又は前号の幼児1人につき1.65平方メートル以上であること。
- (3) ほふく室の面積は、乳児又は第1号の幼児1人につき3.3平方メートル以上であること。
- (4) 乳児室又はほふく室には、乳児等通園支援の提供に必要な用具を備えること。
- (5) 満2歳以上の幼児を利用させる一般型乳児等通園支援事業所には、保育室又は遊戯室及び便所を設けること。
- (6) 保育室又は遊戯室の面積は、前号の幼児1人につき1.98平方メートル以上であること。
- (7) 保育室又は遊戯室には、乳児等通園支援の提供に必要な用具を備えること。
- (8) 乳児室、ほふく室、保育室又は遊戯室（以下「保育室等」という。）を2階に設ける建物は次のア、イ及びカに掲げる要件に、保育室等を3階以上に設ける建物は次のアからクまでに掲げる要件に該当すること。

ア 建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第9号の2に規定する耐火建築物又は同条第9号の3に規定する準耐火建築物であること。

イ 保育室等が設けられている次の表の左欄に掲げる階に応じ、同表の中欄に掲げる区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる施設又は設備が1以上設けかれていること。

階	区分	施設又は設備
2階	常用	(1) 屋内階段 (2) 屋外階段
	避難用	(1) 建築基準法施行令(昭和25年政令第338号) 第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 (2) 待避上有効なバルコニー (3) 建築基準法第2条第7号の2に規定する準耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 (4) 屋外階段
3階	常用	(1) 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 (2) 屋外階段
	避難用	(1) 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 (2) 建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 (3) 屋外階段
4階以上	常用	(1) 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段

	(2) 建築基準法施行令第123条第2項各号に規定する構造の屋外階段
避難用	<p>(1) 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段（ただし、同条第1項各号に規定する構造の屋内階段については、当該屋内階段の構造は、建築物の1階から保育室等が設けられている階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は付室（階段室が同条第3項第2号に規定する構造を有する場合を除き、同号に規定する構造を有するものに限る。）を通じて連絡することとし、かつ、同条第3項第3号、第4号及び第10号の要件を満たすものとする。）</p> <p>(2) 建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の屋外傾斜路</p> <p>(3) 建築基準法施行令第123条第2項各号に規定する構造の屋外階段</p>

ウ イに掲げる施設及び設備が避難上有効な位置に設けられ、かつ、保育室等の各部分からその1に至る歩行距離が30メートル以下となるように設けられていること。

エ 一般型乳児等通園支援事業所に調理設備（次に掲げる要件のいずれかに該当するものを除く。以下このエにおいて同じ。）を設ける場合には、当該調理設備以外の部分と一般型乳児等通園支援事業所の調理設備の部分が建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の床若しくは壁又は建築基準法施行令第112条第1項に規定する特定防火設備で区画されていること。この場合において、換気、暖房又は冷房の設備の風道が当該床若しくは壁を貫通する部分又はこれに近接す

る部分に防火上有効にダンパーが設けられていること。

(ア) スプリングラー設備その他これに類するもので自動式のものが設けられていること。

(イ) 調理用器具の種類に応じて有効な自動消火装置が設けられ、かつ、当該調理設備の外部への延焼を防止するために必要な措置が講じられていること。

オ 一般型乳児等通園支援事業所の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを不燃材料でしていること。

カ 保育室等その他利用乳幼児が出入し、又は通行する場所に、利用乳幼児の転落事故を防止する設備が設けられていること。

キ 非常警報器具又は非常警報設備及び消防機関へ火災を通報する設備が設けられていること。

ク 一般型乳児等通園支援事業所のカーテン、敷物、建具等で可燃性のものについて防炎処理が施されていること。

#### (職員)

第22条 一般型乳児等通園支援事業所には、保育士（法第18条の27第1項に規定する認定地方公共団体の区域内にある一般型乳児等通園支援事業所にあっては、保育士又は当該認定地方公共団体の区域に係る法第18条の29に規定する地域限定保育士。以下この条において同じ。）その他乳児等通園支援に従事する職員として市長が行う研修（市長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。）を修了した者（以下この条において「乳児等通園支援従事者」という。）を置かなければならない。

2 乳児等通園支援従事者の数は、乳児おおむね3人につき1人以上、満1歳以上満3歳未満の幼児おおむね6人につき1人以上とし、そのうち半数以上は保育士とする。ただし、一般型乳児等通園支援事業所1につき2人を下ることはできない。

3 第1項に規定する乳児等通園支援従事者は、専ら当該一般型乳児等通園支援事業に従事するものでなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、専ら当該一般型乳児等通園支援事業に従事する職員を1人とすることができる。

(1) 当該一般型乳児等通園支援事業と保育所、幼稚園、認定こども園その他の施設又は事業（以下「保育所等」という。）とが一体的に運営されている場合であって、当該一般型乳児等通園支援事業を行うに当たって当該保育所等の職員（保育その他の子育て支援に従事する職員に限る。）による支援を受けることができ、かつ、専ら当該一般型乳児等通園支援事業に従事する職員が保育士であるとき。

(2) 当該一般型乳児等通園支援事業を利用している乳幼児の人数が3人以下である場合であって、保育所等を利用している乳幼児の保育が現に行われている保育室等において当該一般型乳児等通園支援事業が実施され、かつ、当該一般型乳児等通園支援事業を行うに当たって当該保育所等の保育士による支援を受けることができるとき。

(設備及び職員の基準の特例)

第23条 子ども・子育て支援法第30条第1項第4号に規定する特例保育を行う事業者が、当該特例保育を行う事業所において一般型乳児等支援事業を行う場合には、前2条の規定は適用しない。

(乳児等通園支援の内容)

第24条 一般型乳児等通園支援事業における乳児等通園支援は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第35条に規定する内閣総理大臣が定める指針に準じ、乳児等通園支援事業の特性に留意して、利用乳幼児及びその保護者の心身の状況等に応じて提供されなければならない。

(保護者との連絡)

第25条 一般型乳児等通園支援事業を行う者は、利用乳幼児の保護者と密接な連絡をとり、乳児等通園支援の内容等につき、その保護者の理解及び協力を得るよう努めなければならない。

### 第3節 余裕活用型乳児等通園支援事業 (設備及び職員の基準)

第26条 余裕活用型乳児等通園支援事業を行う事業所の設備及び職員の基準は、次の各号に掲げる施設又は事業所の区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

- (1) 保育所 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(保育所に係る部分に限る。)
- (2) 幼保連携型認定こども園以外の認定こども園 認定こども園法第3条第2項に規定する主務大臣が定める施設の設備及び運営に関する基準
- (3) 幼保連携型認定こども園 幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準(平成26年内閣府・文部科学省・厚生労働省令第1号)
- (4) 家庭的保育事業等を行う事業所 家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準(平成26年厚生労働省令第61号)(居宅訪問型保育事業に係る部分を除く。)  
(準用)

第27条 第24条及び第25条の規定は、余裕活用型乳児等通園支援事業について準用する。

### 第3章 雜則 (電磁的記録)

第28条 乳児等通園支援事業者及びその乳児等通園支援事業所の職員は、記録、作成その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書

面（書面，書類，文書，謄本，抄本，正本，副本，複本その他文字，図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の中体物をいう。以下同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式，磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和7年12月8日提出

大崎市長 伊藤康志

## 議案第113号

### 大崎市古川保健福祉プラザ条例

大崎市古川保健福祉プラザ条例（平成18年大崎市条例第147号）の全部を改正する。

#### （設置）

第1条 多様化する市民のニーズに対応したきめ細かな保健福祉サービスを提供するため、地域保健法（昭和22年法律第101号）第18条に規定する施設（以下「保健施設」という。）及び福祉サービスを提供する施設（以下「福祉施設」という。）として、保健福祉複合施設を設置する。

#### （名称及び位置）

第2条 保健福祉複合施設の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
大崎市古川保健福祉プラザ	大崎市古川三日町二丁目5番1号

#### （事業）

第3条 保健施設において、市民の健康の保持及び増進並びに生活の安定を図るため、次に掲げる事業を行う。

- (1) 健康教育に関する事。
- (2) 健康相談に関する事。
- (3) 健康診査に関する事。
- (4) 訪問指導に関する事。
- (5) 予防接種に関する事。
- (6) 健康増進に関する事。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、地域保健に関する事業

2 福祉施設において、市民の福祉の増進に資するため、次に掲げる事業を行う。

(1) 社会福祉事業に関すること。

(2) 前号に掲げるもののほか、地域福祉に関し必要な事業

#### 附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和8年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

(使用料の適用区分)

2 施行日前の日の使用の許可に係る使用料については、なお従前の例による。

(利用料の適用区分)

3 前項の規定は、指定管理者が利用料金を收受する場合について準用する。

(損害賠償に関する経過措置)

4 施行日前に大崎市古川保健福祉プラザの施設、設備又は備品を損傷し、又は滅失した者に係る旧条例第16条の規定によるその損害を賠償しなければならない義務については、なお従前の例による。

(罰則に関する経過措置)

5 施行日前に詐欺その他不正の行為により使用料の徴収を免れた者に係る旧条例第18条の規定の適用については、なお従前の例による。

令和7年12月8日提出

大崎市長 伊藤康志

## 議案第114号

### 大崎市子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例

(大崎市子ども・子育て会議条例の一部改正)

第1条 大崎市子ども・子育て会議条例（平成25年大崎市条例第30号）の一部を次のように改正する。

第2条第3号中「子ども・子育て支援事業計画」を「こども計画」に改める。

第2条 大崎市子ども・子育て会議条例の一部を次のように改正する。

第2条中第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、同号の前に次の1号を加える。

(3) 特定乳児等通園支援の利用定員に関し、市長に意見を述べること。

#### 附 則

(施行期日)

1 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第1条及び附則第2項の規定 公布の日

(2) 第2条の規定 令和8年4月1日

(大崎市母子保健連絡協議会条例の廃止)

2 大崎市母子保健連絡協議会条例（平成18年大崎市条例第181号）は、廃止する。

令和7年12月8日提出

大崎市長 伊藤康志

## 議案第115号

### 大崎市岩出山地域福祉センター条例の一部を改正する条例

大崎市岩出山地域福祉センター条例（平成18年大崎市条例第149号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項第2号中「き損」を「毀損」に改める。

第4条を次のように改める。

#### （休館日及び利用時間）

第4条 福祉センターの休館日及び利用時間は、次のとおりとする。

##### （1）休館日

ア 日曜日及び土曜日

イ 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

ウ 12月29日から翌年の1月3日までの日（イに掲げる日を除く。）

##### （2）利用時間 午前9時から午後5時まで

2 市長は、必要があると認めるときは、前項の休館日若しくは利用時間を変更し、又は臨時に休館日を設けることができる。

別表中備考以外の部分を次のように改める。

#### 別表（第6条関係）

区分	使用料（1時間当たり）
多目的ホール	380円
第1研修室	190円
第2研修室	190円
第3研修室	380円

附 則

この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

令和 7 年 12 月 8 日提出

大崎市長 伊 藤 康 志

## 議案第116号

大崎市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例  
及び大崎市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を  
定める条例の一部を改正する条例

(大崎市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の  
一部改正)

第1条 大崎市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年大崎市条例第31号）の一部を次のように改正する。

第12条中「第33条の10各号」を「第33条の10第1項各号」に改める。

第17条第2項中「児童相談所等における乳児又は幼児（以下「乳幼児」という。）の利用開始前の健康診断」を「次の表の左欄に掲げる健康診断又は健康診査（母子保健法（昭和40年法律第141号）第12条又は第13条に規定する健康診査をいう。同表において同じ。）（以下この項において「健康診断等」という。）」に、「当該健康診断が利用乳幼児に対する利用開始時の」を「当該健康診断等がそれぞれ同表の右欄に掲げる」に、「利用開始時の」を「同欄に掲げる」に、「児童相談所等における乳幼児の利用開始前の健康診断」を「それぞれ同表の左欄に掲げる健康診断等」に改め、同項に次の表を加える。

児童相談所等における乳児又は幼児（以下「乳幼児」という。）の利用開始前の健康診断	利用乳幼児に対する利用開始時の健康診断
乳幼児に対する健康診査	利用乳幼児に対する利用開始時の健康診断、定期の健康診断又は隨

## 時の健康診断

第23条第2項中「修了した保育士」の次に「(法第18条の27第1項に規定する認定地方公共団体(以下「認定地方公共団体」という。)の区域内にある家庭的保育事業を行う場所にあっては、保育士又は当該認定地方公共団体の区域に係る法第18条の29に規定する地域限定保育士(以下「地域限定保育士」という。))」を加える。

第29条第1項中「保育士」の次に「(認定地方公共団体の区域内にある小規模保育事業所A型にあっては、保育士又は当該認定地方公共団体の区域に係る地域限定保育士。次項において同じ。)」を加える。

第31条第1項中「保育士」の次に「(認定地方公共団体の区域内にある小規模保育事業所B型にあっては、保育士又は当該認定地方公共団体の区域に係る地域限定保育士。次項において同じ。)」を加え、「修了した者をいう。以下同じ。)」を「修了した者(以下この条において同じ。)」に改める。

第44条第1項中「保育士」の次に「(認定地方公共団体の区域内にある保育所型事業所内保育事業所にあっては、保育士又は当該認定地方公共団体の区域に係る地域限定保育士。次項において同じ。)」を加える。

第47条第1項中「保育従事者」を、「保育士(認定地方公共団体の区域内にある小規模型事業所内保育事業所にあっては、保育士又は当該認定地方公共団体の区域に係る地域限定保育士。次項において同じ。)その他保育に従事する職員として市長が行う研修(市長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。)を修了した者(以下この条において「保育従事者」という。)」に改める。

(大崎市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第2条 大崎市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定

める条例（平成26年大崎市条例第32号）の一部を次のように改正する。

第10条第3項第1号中「保育士」の次に「(法第18条の27第1項に規定する認定地方公共団体の区域内にある放課後児童健全育成事業所にあっては、保育士又は当該認定地方公共団体の区域に係る法第18条の29に規定する地域限定保育士)」を加える。

第12条中「第33条の10各号」を「第33条の10第1項各号」に改める。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和7年12月8日提出

大崎市長 伊藤康志

議案第117号

大崎市オニコウベスキ一場条例の一部を改正する条例

大崎市オニコウベスキ一場条例（平成18年大崎市条例第317号）の一部を次のように改正する。

別表の1の表を次のように改める。

1 冬期業務（12月から翌年3月まで）

区分		使用料	摘要
リフト	1回券	420円	
	回数券（11回分）	4,200円	
ゴンドラリフト	1回券 (片道)	大人	1,000円
		子ども	500円
	1回券 (往復)	大人	1,650円
		子ども	800円
		幼児	400円
リフト及びゴンドラリフト	1日券	大人	5,200円
		子ども	3,500円
	シーズン券 (全日券)	大人	52,000円
		子ども	34,500円
		法人	77,000円

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和7年12月8日提出

大崎市長 伊藤康志

議案第118号

大崎市建築基準条例の一部を改正する条例

大崎市建築基準条例（平成19年大崎市条例第48号）の一部を次のように改正する。

第9条第1項の表48の2の項中「第137条の12第6項」を「第137条の12第11項」に改め、同表48の3の項中「第137条の12第7項」を「第137条の12第12項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和7年12月8日提出

大崎市長 伊藤康志

議案第119号

大崎市障害者地域活動支援センター条例を廃止する条例

大崎市障害者地域活動支援センター条例（平成21年大崎市条例第2号）は、廃止する。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

令和7年12月8日提出

大崎市長 伊藤康志

## 財産の処分について

次のとおり財産を処分したいので、大崎市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成18年大崎市条例第70号）第3条の規定により、議会の議決を求める。

### 1 処分する土地及び建物の所在地、種別及び数量

#### （1）土地

	所在地	種別	面積	
1	大崎市古川宮沢字新田町	34番1	宅地	16,132.00 m <sup>2</sup>
2	同	39番	宅地	23.82 m <sup>2</sup>
3	同	54番2	宅地	243.85 m <sup>2</sup>
4	同	120番	宅地	56.80 m <sup>2</sup>
5	同	121番	宅地	16.26 m <sup>2</sup>
6	大崎市古川宮沢字牛沼	55番2	宅地	345.81 m <sup>2</sup>
7	同	64番	宅地	2,209.18 m <sup>2</sup>
8	同	65番1	宅地	264.62 m <sup>2</sup>
9	同	66番	宅地	55.06 m <sup>2</sup>
10	同	68番	宅地	39.18 m <sup>2</sup>
11	同	69番	宅地	59.20 m <sup>2</sup>
12	同	70番	宅地	22.67 m <sup>2</sup>

	所在地		種別	面積	
1 3	大崎市古川宮沢字弁天前	174番	宅地	96. 49	m <sup>2</sup>
1 4	同	175番	宅地	127. 65	m <sup>2</sup>
		合計		19, 692. 59	m <sup>2</sup>

## (2) 建物

所在	大崎市古川宮沢字新田町34			
番号	種類	棟名称	構造	床面積
1	校舎	管理教室棟	鉄筋コンクリート造 2階建	2, 623. 82m <sup>2</sup>
2	校舎	体育館	鉄筋コンクリート造 1階建	1, 024. 65m <sup>2</sup>

## (3) その他

附属する施設、設備等を含む。

### 2 処分の目的

光電子株式会社の第二事業部として、旧宮沢小学校跡地を有効活用するもの。

### 3 処分金額

1 5 1 , 4 5 7 , 0 0 0 円

### 4 契約の方法

随意契約

### 5 契約の相手方

大崎市岩出山上野目字中川原14番地7

光電子株式会社 代表取締役 佐々木 秀

令和7年12月8日提出

大崎市長 伊 藤 康 志

議案第121号

指定管理者の指定について

公の施設の指定管理者を次のとおり指定したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称

大崎市古川志田東部コミュニティセンター

2 指定管理者となる団体の名称

大崎市古川志田東部コミュニティ推進協議会

3 指定の期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

令和7年12月8日提出

大崎市長 伊藤康志

## 議案第122号

### 指定管理者の指定について

公の施設の指定管理者を次のとおり指定したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称

大崎市古川西部コミュニティセンター

2 指定管理者となる団体の名称

大崎市古川西部コミュニティ推進協議会

3 指定の期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

令和7年12月8日提出

大崎市長 伊藤康志

## 議案第123号

### 指定管理者の指定について

公の施設の指定管理者を次のとおり指定したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称

大崎市古川南部コミュニティセンター

2 指定管理者となる団体の名称

大崎市古川南部コミュニティ推進委員会

3 指定の期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

令和7年12月8日提出

大崎市長 伊藤康志

## 議案第124号

### 指定管理者の指定について

公の施設の指定管理者を次のとおり指定したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称

大崎市古川中里・駅南コミュニティセンター

2 指定管理者となる団体の名称

大崎市古川中里・駅南地域協議会

3 指定の期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

令和7年12月8日提出

大崎市長 伊藤康志

議案第125号

指定管理者の指定について

公の施設の指定管理者を次のとおり指定したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称

大崎市市民プール

2 指定管理者となる団体の名称

セントラルスポーツ株式会社

3 指定の期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

令和7年12月8日提出

大崎市長 伊藤康志

議案第126号

指定管理者の指定について

公の施設の指定管理者を次のとおり指定したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称

大崎市古川総合体育館

大崎市古川武道館

大崎市古川屋内運動場

2 指定管理者となる団体の名称

公益財団法人古川体育協会

3 指定の期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

令和7年12月8日提出

大崎市長 伊藤康志

議案第127号

指定管理者の指定について

公の施設の指定管理者を次のとおり指定したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称

吉野作造記念館

2 指定管理者となる団体の名称

特定非営利活動法人古川学人

3 指定の期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

令和7年12月8日提出

大崎市長 伊藤康志

## 議案第128号

### 指定管理者の指定について

公の施設の指定管理者を次のとおり指定したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

#### 1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称

大崎市松山B & G海洋センター

大崎市松山体育研修センター

大崎市松山野球場

大崎市松山運動場

大崎市松山テニスコート

大崎市松山体育館

大崎市松山相撲場

大崎市松山スポーツ広場

#### 2 指定管理者となる団体の名称

大崎市体育協会松山支部

#### 3 指定の期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

令和7年12月8日提出

大崎市長 伊藤康志

## 議案第129号

### 指定管理者の指定について

公の施設の指定管理者を次のとおり指定したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称

大崎市三本木地域農林産物展示販売施設

大崎市三本木亜炭記念館

2 指定管理者となる団体の名称

株式会社大崎市三本木振興公社

3 指定の期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

令和7年12月8日提出

大崎市長 伊藤康志

議案第130号

指定管理者の指定について

公の施設の指定管理者を次のとおり指定したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称

大崎市三本木総合体育館

大崎市三本木野球場

大崎市三本木相撲場

2 指定管理者となる団体の名称

大崎市体育協会三本木支部

3 指定の期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

令和7年12月8日提出

大崎市長 伊藤康志

議案第131号

指定管理者の指定について

公の施設の指定管理者を次のとおり指定したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称

大崎市竹工芸館

2 指定管理者となる団体の名称

南町商店街事業協同組合

3 指定の期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

令和7年12月8日提出

大崎市長 伊藤康志

議案第132号

指定管理者の指定について

公の施設の指定管理者を次のとおり指定したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称

大崎市感覚ミュージアム

2 指定管理者となる団体の名称

特定非営利活動法人オープンハート・あつたか

3 指定の期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

令和7年12月8日提出

大崎市長 伊藤 康志

## 議案第133号

### 指定管理者の指定について

公の施設の指定管理者を次のとおり指定したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称

大崎市岩出山体育センター

大崎市岩出山武道館

大崎市岩出山野球場

2 指定管理者となる団体の名称

大崎市体育協会岩出山支部

3 指定の期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

令和7年12月8日提出

大崎市長 伊藤康志

## 議案第134号

### 指定管理者の指定について

公の施設の指定管理者を次のとおり指定したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称

大崎市ナルコ・インフォメーション・ステーション

鳴子温泉駅前駐車場

2 指定管理者となる団体の名称

鳴子温泉郷総合観光案内所運営協議会

3 指定の期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

令和7年12月8日提出

大崎市長 伊藤康志

議案第135号

指定管理者の指定について

公の施設の指定管理者を次のとおり指定したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称

大崎市鳴子デイサービスセンター

2 指定管理者となる団体の名称

社会福祉法人大崎市社会福祉協議会

3 指定の期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

令和7年12月8日提出

大崎市長 伊藤康志

議案第136号

指定管理者の指定について

公の施設の指定管理者を次のとおり指定したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称

日本こけし館

2 指定管理者となる団体の名称

鳴子木地玩具協同組合

3 指定の期間

令和8年4月1日から令和11年3月31日まで

令和7年12月8日提出

大崎市長 伊藤 康志

議案第137号

指定管理者の指定について

公の施設の指定管理者を次のとおり指定したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称

大崎市滝の湯共同浴場

2 指定管理者となる団体の名称

滝の湯保存会

3 指定の期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

令和7年12月8日提出

大崎市長 伊藤康志

議案第138号

指定管理者の指定について

公の施設の指定管理者を次のとおり指定したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称

大崎市営鳴子放牧場

2 指定管理者となる団体の名称

株式会社オニコウベ

3 指定の期間

令和8年4月1日から令和11年3月31日まで

令和7年12月8日提出

大崎市長 伊藤康志

議案第139号

宮城県市町村職員退職手当組合規約の変更について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定により、  
宮城県市町村職員退職手当組合規約を別紙のとおり変更することについて、  
同法第290条の規定により、議会の議決を求める。

令和7年12月8日提出

大崎市長 伊藤康志

(別紙)

## 宮城県市町村職員退職手当組合規約の一部を変更する規約

宮城県市町村職員退職手当組合規約（昭和37年規約第3号）の一部を次のように変更する。

第8条の見出しを削り、同条を次のように改める。

### 第8条 削除

第10条中第5項を削り、第6項を第5項とする。

### 附 則

この規約は、令和8年4月1日から施行する。

市道の路線の廃止及び認定について

道路法（昭和27年法律第180号）第10条第1項及び第8条第1項の規定により、市道の路線を次のとおり廃止し、及び認定したいので、同法第10条第3項及び第8条第2項の規定により、議会の議決を求める。

1 路線の廃止

番号	路 線 名	起 点	総延長 (メートル)	幅員 (メートル)
		終 点		
1	座散乱木線	岩出山下野目字沖ノ井3-1	1,833.6	3.1～ 12.5
		岩出山下野目字新田78-3		
2	深沼谷地2号線	古川深沼字谷地際52	423.7	4.0～ 5.6
		古川深沼字大谷地25		
3	大崎大通線	古川稻葉字角田5-2	1,513.1	8.8～ 16.3
		古川中島町83-2		
4	稻葉米袋線	古川稻葉字土手内45-5(右)	1,312.2	3.5～ 8.5
		古川米袋字水押49-1		
5	沖稻葉団地1号線	古川稻葉字土手内2-1	284.9	6.0～ 8.9
		古川稻葉字土手内29-20		
6	稻葉1号線	古川稻葉字角田7	709.1	4.0～ 10.0
		古川稻葉字岡沼1		

## 2 路線の認定

番号	路 線 名	起 点	総延長 (メートル)	幅員 (メートル)
		終 点		
1	座散乱木線	岩出山下野目字沖ノ井3-1	1,772.0	10.8～ 44.6
		岩出山下野目字新田189-3		
2	深沼谷地2号線	古川深沼字谷地際100	259.8	4.6～ 7.4
		古川深沼字新江戸田28-2		
3	大崎大通線	古川稻葉四丁目388	1,824.9	7.7～ 18.2
		古川中島町82-1		
4	稻葉米袋線	古川稻葉四丁目386-2	1,604.0	3.5～ 13.8
		古川米袋字水押49-1		
5	沖稻葉団地1号線	古川稻葉四丁目208-4	238.3	6.0
		古川稻葉四丁目229-20		
6	稻葉1号線	古川稻葉四丁目203-1(右)	648.5	4.8～ 10.5
		古川稻葉三丁目101		
7	沖稻葉団地4号線	古川稻葉四丁目221-1	54.1	4.0
		古川稻葉四丁目224-4		
8	北屋敷線	古川境野宮字北屋敷44-2	178.1	4.4～ 13.2
		古川境野宮字北屋敷33(右)		
9	宮内高畠線	古川宮内字高畠41-2	82.4	7.4～ 15.5
		古川宮内字上供輪堂14-2		
10	新道上1号線	古川宮内字上供輪堂7-2	248.0	8.7～ 13.0
		古川大幡字新道上47		
11	新道上2号線	古川大幡字新道上48	244.9	8.2～ 16.7
		古川宮内字上供輪堂29-1		

令和7年12月8日提出

大崎市長 伊藤 康志